



ライオンズクラブ国際協会

標準版複合地区会則及び付則

2024～2025 年度

ライオンズクラブ国際協会

目的

ライオンズクラブという奉仕クラブを結成し、認証状を交付し、監督する。

各ライオンズクラブの事業を統制し、運営を標準化する。

世界の人びとの間に相互理解の精神をつちかい発展させる。

よい施政とよい公民の原則を高揚する。

地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。

友情、親善、相互理解のきずなによってクラブ間の融和を図る。

一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。

奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道徳的水準をさらに高める。

ビジョン声明文

地域社会と人道奉仕におけるグローバルリーダーを目指す。

使命声明文

ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与える。

標準版複合地区会則

第1条 - 名称	6
第2条 - 目的	6
第3条 - メンバー	6
第4条 - 紋章、色、スローガン及びモットー	
第1項 - 紋章	6
第2項 - 名称及び紋章の使用	7
第3項 - 色	7
第4項 - スローガン	7
第5項 - モットー	7
第5条 - 優越性	7
第6条 - 役員及び協議会	
第1項 - 構成	7
第2項 - 役員	7
第3項 - 権限	7
第4項 - 解任	8
第7条 - 複合地区大会	
第1項 - 開催日時及び場所	8
第2項 - クラブ代議員の算出方法	8
第3項 - 定足数	8
第4項 - 特別大会	9
第8条 - 複合地区紛争処理手順	9
第9条 - 改正	
第1項 - 改正手順	9
第2項 - 自動更新	9
第3項 - 通知	9
第4項 - 発効日	9

付則

第1条 - 第三副会長及び国際理事候補の指名及び推薦

第1項 - 推薦手順.....	10
第2項 - 指名.....	10
第3項 - 支持演説.....	10
第4項 - 投票.....	10
第5項 - 準地区の推薦.....	10
第6項 - 推薦証明.....	10
第7項 - 有効性.....	10

第2条 - 協議会議長任命.....10

第3条 - 複合地区ガバナー協議会及び委員会の任務

第1項 - 複合地区ガバナー協議会.....	11
第2項 - 複合地区協議会議長.....	11
第3項 - 複合地区協議会幹事兼会計.....	12
第4項 - 複合地区プロトコール委員長.....	12
第5項 - 複合地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター.....	13
第6項 - 複合地区グローバル会員増強チーム（GMT）コーディネーター.....	13
第7項 - 複合地区グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーター.....	14
第8項 - 複合地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター.....	14
第9項 - 複合地区マーケティング委員長.....	15
第10項 - 複合地区 LCIF コーディネーター.....	16
第11項 - レオまたはレオライオン協議会リエゾン（任意）.....	16

第4条 - 複合地区の委員会

第1項 - 資格証明委員会.....	17
第2項 - 複合地区グローバル・アクション・チーム.....	17
第3項 - 各種複合地区大会委員会.....	18
第4項 - 協議会の他の委員会.....	18

第5条 - 会議

第1項 - 協議会会議.....	18
第2項 - 代替会議形式.....	18
第3項 - 定足数.....	18
第4項 - 郵便による業務処理.....	18

第6条 - 複合地区大会

第1項 - 大会開催地の選択.....	18
第2項 - 公式通達.....	19
第3項 - 開催地の変更.....	19

第4項 - 役員.....	19
第5項 - 大会議事次第.....	19
第6項 - 議事規則及び手順.....	19
第7項 - 守衛官.....	19
第8項 - 公式報告.....	19
第9項 - 準地区大会.....	19
 第7条 - 複合地区大会資金	
第1項 - 大会費.....	19
第2項 - 残った資金.....	20
第3項 - 代金の徴収.....	20
 第8条 - 複合地区運営資金	
第1項 - 複合地区の収入.....	20
第2項 - 残った資金.....	20
 第9条 - その他	
第1項 - 報酬.....	20
第2項 - 会計年度.....	21
第3項 - 監査又は検査.....	21
 第10条 - 改正	
第1項 - 改正手順.....	21
第2項 - 自動更新.....	21
第3項 - 通知.....	21
第4項 - 発効日.....	21
 別紙 A - 開催手順	
〇〇複合地区	22

標準版複合地区会則

第1条 名称

本組織の名称をライオンズ〇〇複合地区(以下、複合地区と称する)とする。

第2条 目的

本複合地区の目的は、次の通りである。

- (a) ライオンズクラブ国際協会の目的を本複合地区内で推進するため、運営機構を設ける。
- (b) 世界の人びとの間に相互理解の精神を培い発展させる。
- (c) よい施政とよい公民の原則を高揚する。
- (d) 地域社会の生活、文化、福祉および公德心の向上に積極的関心を示す。
- (e) 友情、親善、相互理解のきずなによって会員間の融和をはかる。
- (f) 一般に関心のあるすべての問題を自由に討論できる場を設ける。ただし、政党、宗派の問題をクラブ会員は討論してはならない。
- (g) 奉仕の心を持つ人びとが個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するようはげまし、また、商業、工業、専門職業、公共事業および個人事業の能率化をはかり、道德的水準をさらに高める。

第3条 メンバー

本組織のメンバーは、ライオンズクラブ国際協会から結成の認証を受けた本複合地区内すべてのライオンズクラブとする。

本複合地区は、複合地区大会で可決されライオンズクラブ国際協会の国際理事会の承認を得て決定された境界線をもつ〇〇地区により構成される。

第4条 紋章、色、スローガン及びモットー

第1項 紋章。本協会及び正クラブの紋章は、下記の通りである。



第2項 **名称及び紋章の使用。**協会の名称、紋章、その他の標識の使用は、付則に随時定められる基準の通りである。

第3項 **色。**本協会及び正クラブの色は、紫色及び金色である。

第4項 **スローガン。**本協会のスローガンは、「Liberty, Intelligence, Our Nation's Safety（自由を守り、知性を重んじ、われわれの国の安全をはかる）」である。

第5項 **モットー。**モットーは、「We Serve (われわれは奉仕する)」である。

第5条 優越性

国際会則及び付則とライオンズクラブ国際協会の方針と抵触せずに複合地区がそれを改正した場合を除き、複合地区は標準版複合地区会則及び付則に準拠するものとする。複合地区の会則及び付則と国際会則及び付則の間に抵触する規定または矛盾が存する場合はいかなる場合も、国際会則及び付則に準拠するものとする。

第6条 役員および協議会

第1項 **構成。**複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。(注：この他に特定の会員をガバナー協議会の構成員として加えることを、複合地区会則及び付則で規定することが、国際会則及び付則第8条4項で許されている)

第2項 **役員。**ガバナー協議会の役員は、議長、副議長、幹事及び会計、並びに協議会が必要と認めるその他の者とする。すべての役員は、毎年協議会の選挙によって選ばれる。

第3項 **権限。**ライオンズクラブ国際協会の法人定款及び国際会則及び付則の規定、国際理事会に与えられている権限、同理事会の方針及び決議と矛盾するか、それに反しない限り、ガバナー協議会は下記をする。

- (a) ガバナー協議会のすべての役員及び代理人、並びに複合地区及び複合地区大会のすべての委員会を統轄管理する。
- (b) 複合地区の所有物、業務、資金を管理する。
- (c) 複合地区大会のあらゆる面、並びに複合地区のすべての会合を統轄管理する。
- (d) 国際理事会が定める方針及び手続のもとに権限が与えられている場合は、複合地区内の準地区、ライオンズクラブ、あるいはクラブの会員が申し立てる会則上の苦情を検討し裁定する。ガバナー協議会が下したそのような裁定はすべて、国際理事会による検討及び決定の対象となる。
- (e) 複合地区の予算に関するすべての事項、並びに複合地区及び複合地区大会の委員会を運営管理する。いかなる会計年度にも、予算超過あるいは赤字を引き起こす債務を承認してはならないし負ってはならない。

第4項 **解任**。ガバナー協議会の過半数の要請により、協議会議長解任を目的とした協議会特別会議を招集することができる。協議会議長の選出方法にかかわらず、正当な理由があれば、ガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により、協議会議長を解任することができる。

第7条 複合地区大会

第1項 **開催日時及び場所**。本複合地区の年次大会は、毎年国際大会前に、本複合地区の前年度の年次大会の代議員によって決められた場所において、ガバナー協議会が定める日時に開催される。

第2項 **クラブ代議員の算出方法**。ライオンズクラブ国際協会及び地区並びに本複合地区においてグッドスタンディングである各正クラブは、本複合地区の大会が開催される月の前月1日付の国際本部の記録に基づき少なくとも1年と1日クラブに在籍している会員10人ごと及びその過半の端数について、代議員1人及び補欠代議員1人を本複合地区の各大会に出席させる権利を有する。本項にある過半の端数とは、5人以上の会員数である。資格を証明され出席している代議員は、大会で選ばれる各役員につき1票を、また大会に提出された各議題について1票を投ずる権利を持つ。ほかに別の規定がない限り、いかなる議題についても、投票した代議員の過半数の賛成投票が大会の決議となる。有資格の代議員はすべて、本地区におけるグッドスタンディングのクラブに所属するグッドスタンディングの会員でなければならない。

クラブは、大会議事規則によって定められた代議員資格証明締切り時の15日前までに滞納金を支払って、グッドスタンディングとなることができる。

第3項 **定足数**。準地区大会及び複合地区大会のいかなる行事においても、代議員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 **特別大会**。ガバナー協議会の3分の2の賛成投票により、複合地区を構成するクラブの特別大会を、ガバナー協議会が決定する日時および場所で招集することができる。ただし、かかる特別大会は遅くとも国際大会の開催日の15日前までに終了してなければならない。特別大会の開催日時、場所、目的が記載された書面による通知は、協議会幹事によって、かかる特別大会開催日の遅くとも30日前までに地区内の各クラブに対して行わなければならない。

第8条 複合地区紛争処理手順

会員であることに関して、クラブ境界線に関して、複合地区会則及び付則または複合地区ガバナー協議会によりその時々採択されるすべての方針や手順の解釈、違反、適用に関して、あるいは他の方法で満足いく解決ができないその他すべてのライオンズ複合地区内の問題に関して生じる紛争もしくは申し立てはすべて、国際理事会により定められた紛争処理手順に従って解決されるものとする。

第9条 改正

第1項 **改正手順**。複合地区大会において、その大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の3分の2の賛成投票があった場合にのみ、本会則は改正される。

第2項 **自動更新**。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本複合地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 **通知**。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 **発効日**。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

付則

第1条

第三副会長及び国際理事候補の指名及び推薦

第1項 **推薦手順**。国際会則及び付則の規定に従い、複合地区大会において国際理事又は第三副会長候補として推薦を求める本複合地区内ライオンズクラブの会員は、下記を行わなければならない。

- (a) 推薦が票決される大会(準又は複合)の30日前までに、推薦を求める旨の文書を、複合地区協議会幹事兼会計あてに郵送又は持参する。
- (b) 候補者の資格に関して国際会則及び付則で定められている条件を満たしている証拠を、この文書に添えて提出する。

第2項 **指名**。協議会議長及び協議会幹事兼会計は各立候補者の届け出を、直ちにそれぞれの大会の指名委員会に送る。同委員会はこれを考察し、必要に応じて資格に関する追加の証拠を候補者から入手し、国際会則及び付則の条件を満たしている者を、それぞれの大会で候補者として指名する。

第3項 **支持演説**。各候補者のためには、3分以内の支持演説が1回許可される。

第4項 **投票**。推薦に関する投票は、投票用紙を用いて無記名で行う。ただし、候補者が1人だけ指名された場合は、発声投票を行うことができる。過半数の票を得た者が、複合地区大会で推薦された(選ばれた)候補者としてみなされる。同点得票者が出た場合、あるいはどの候補者も過半数の票を得なかった場合には、最多数の票を得た2人の候補者だけに対して投票を行い、その1人が過半数の票を獲得するまで、選挙を繰り返す。

第5項 **準地区の推薦**。複合地区大会で推薦を求める候補者はいかなる者も、まず候補者の所属準地区の推薦を確保しなければならない。

第6項 **推薦証明**。複合地区大会の推薦証明は、国際会則及び付則の規定に従って、指定された複合地区の役員が、国際本部あてに文書にて送る。

第7項 **有効性**。本複合地区内ライオンズクラブのいかなる候補者の推薦も、本条項の規定に沿っていない限り、無効となる。

第2条

協議会議長任命

協議会議長は、複合地区ガバナー協議会によって任命される。ただし、協議会議長に任命される者は、就任時に現又は元地区ガバナーでなければならない。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。任命される協

議会議長の任期中に共に任期を務める複合地区内の地区ガバナーの、協議会議長選任を目的とした会議が、複合地区年次大会の後、ただし国際大会閉会后 30 日以内に招集されなければならない。複合地区においてグッドスタンディングにあるクラブのグッドスタンディングのクラブ会員を協議会議長として任命することが、本会議の出席者の任務である。

第 3 条 複合地区ガバナー協議会及び 委員会の任務

第 1 項 複合地区ガバナー協議会。

ガバナー協議会は、

- (a) 複合地区大会運営に関連するすべての契約を結び、経費の支払いを承認する。
- (b) 複合地区資金の貯蓄機関を指定する。
- (c) 協議会幹事兼会計のために保証金の額を定め、その保証金を出す保証会社を承認する。
- (d) 年に 2 回、あるいは更に頻繁に協議会幹事兼会計から財務報告書を受け取り、会計年度末に協議会幹事兼会計帳簿の検査又は監査の手配をする。

第 2 項 複合地区協議会議長。複合地区協議会議長は、複合地区の管理運営促進者である。いかなる行為も、複合地区ガバナー協議会の権限、指示、監督に基づくものとする。

ガバナー協議会との協力の下に協議会議長は下記を行う。

- (a) 本協会の目的を推進する。
- (b) 複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして下記を行うことにより、複合地区全域の会員増強、指導力育成、人道奉仕を管理し、推進する。
 - (1) GAT エリアリーダーの承認の下、適格なライオン・リーダーが複合地区 GMT コーディネーター、複合地区 GLT コーディネーター、複合地区 GST コーディネーターに選ばれるようにする。
 - (2) 複合地区グローバル・アクション・チームにより立ち上げられた取り組みについて討議し、前進させるために定期的に会議が行われるようにする。
 - (3) エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携する。
- (c) 国際及び複合地区の方針、プログラム、イベントに関する情報伝達を支援する。
- (d) ガバナー協議会が設定した複合地区の目標及び長期計画を文書として記録し、それを入手できるようにする。
- (e) 会議を開催し、協議会会議でのディスカッションを円滑に進める。
- (f) 複合地区大会を円滑に運営する。
- (g) 地区ガバナー間の和と結束を作り出し深めることを目的として、国際理事会又はガバナー協議会によって始められた取り組みを支援する。

- (h) 報告書を提出し複合地区会則及び付則で定められる任務を遂行する。
- (i) 複合地区ガバナー協議会から割当てられる他の管理運営の任務を果たす。
- (j) 任務終了時には、複合地区の口座、資金、記録の一切が後継者に速やかに引き渡されるように計らう。

第3項 **複合地区協議会幹事兼会計**。ガバナー協議会の指導監督のもとに協議会幹事兼会計は、

- (a) ガバナー協議会のすべての会議の正確な記録を作成し、その写しを各会議終了後10日以内にすべての協議会構成員及び国際本部に送付する。
- (b) 複合地区の業務を遂行するガバナー協議会に助力し、会則及び付則に明記されているか、または示唆されている任務あるいはガバナー協議会から随時課せられる任務を遂行する。
- (c) 規定により準地区キャビネット幹事兼会計から納入されるすべての会費を受領して領収書を発行し、ガバナー協議会の指定する銀行にそれを預金するとともに、ガバナー協議会の指導監督の下に幹事兼会計が署名し協議会議長または正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手によって支払を行う。
- (d) 正確な諸会計帳簿及び記録を保管し、ガバナー協議会及び複合地区の全会議の議事録を作成する。さらに、正当な目的のためであれば妥当な日時に、いかなる協議会構成員または複合地区内のいかなるクラブ（あるいはそのいずれかの正当な代理人）にも、これらの記録の検査を許可する。
- (e) ガバナー協議会が要求する場合には、任務遂行に対して保証金ないしこれに代わる担保を提出する。
- (f) 任期終了の際には、複合地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。
- (g) 協議会幹事と協議会会計の職が個別に設けられている場合には、その役職の本質に従って、ここで定められている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。

第4項 **複合地区プロトコール委員長**。ガバナー協議会は毎年、複合地区のプロトコール委員長を任命する。ガバナー協議会の指導監督のもとにプロトコール委員長は、

- (a) 訪問している高位役員が出席するすべての行事で、協会の公式プロトコールに従った座席表を用意し、口頭での紹介もこれに従って行われるよう配慮する。どの行事についても、服装の規定が明確であることを確認する。
- (b) 空港(その他の到着地)への出迎えが適切に行われるよう手配をする。ホテルなど宿泊施設への適切な移動手段を手配し、ホテルの部屋は事前に点検してすべてが整っているかを確認し、滞在を快適にするもの（花、果物など）を用意する。
- (c) 訪問客が出席予定の各行事には、適切な付き添いを手配する。
- (d) 訪問客のスケジュールが許す限り、現地政府の指導者（もしくは、訪問先によって可能な場合には地方及び/又は国家の指導者）の役人への表敬訪問を手配する。

- (e) テレビ、ラジオ、新聞など、マスコミに報道してもらえよう、必要に応じた手配をする。
- (f) ホテルからのチェックアウトの手配や、空港 (その他の出発地) への移動手段を手配する。

第5項 複合地区グローバル奉仕チーム (GST) コーディネーター。複合地区 GST コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 年間の複合地区行動計画を策定・実施し、目標達成への進捗状況を監督する。地区を支援し、地区目標達成への意欲を与える。
- (b) 複合地区 GMT および GLT コーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター (協議会議長) と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (c) 複合地区のライオンズやレオへの帰属意識と誇りを生み出す、地域社会奉仕事業を支援する。
- (d) GMT および GLT と協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (e) 地区 GST コーディネーターと定期的に連絡を取り、ライオンズクラブ国際協会および LCIF の各種プログラム、パートナーシップ、交付金について知らせる。
- (f) ライオンズクラブ国際協会の取り組みに沿った奉仕事業実施における地域の成功事例について情報資料や知識を提供するエキスパートの役割を担う。
- (g) レオの融合や指導力育成を含め、幅広い世代の参加者を引き寄せる奉仕事業を推進するよう、地区 GST コーディネーターに促す。
- (h) 複合地区および地区レベルにおける LCIF コーディネーターとの協力を強め、最大限 LCIF の援助を活用し資金獲得活動を行う。
- (i) 複合地区 LCIF コーディネーターと連携し、複合地区に支給された LCIF 交付金を監督する。
- (j) 複合地区におけるアドボカシーのリーダーとして、コミュニティでの啓発・教育活動、法令や政策関係の働きかけ、イベントやパートナーシップの実施などを含むがこれに限定されない活動を行う。

第6項 複合地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーター。複合地区 GMT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区 GLT および GST コーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター (協議会議長) と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区会員増強計画を策定し実行する。
- (c) 地区 GMT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区 GMT コーディネーターへの周知を図る。

- (d) 会員増強目標への各地区の進捗状況を観察する。目標を達成するよう地区の意欲を喚起し、目標達成に向け支援をする。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GMT コーディネーターに奨励する。
- (f) ライオンズクラブ国際協会から入った入会希望者についての連絡に迅速に対応し、勧誘活動を追跡してその進展状況を報告する。
- (g) 会員増強活動用にライオンズクラブ国際協会から複合地区が補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。
- (h) 複合地区 GLT および GST コーディネーターと協力し、会員維持戦略を地区に提供する。
- (i) 地区がスペシャルティクラブを結成するよう動機づける。

第7項 複合地区グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーター（2025年7月1日より必須）。複合地区 GET コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区 GMT、GLT および GST コーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間複合地区新クラブ結成計画を立てて遂行する。
- (c) 地区 GET コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区 GET コーディネーターへの周知を図る。
- (d) エクステンション目標に向けた各地区の進捗状況を確認する。目標を達成するよう各地区の意欲を喚起し、支援をする。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GET コーディネーターに奨励する。
- (f) 複合地区 GMT コーディネーターと協力し、クラブ結成の可能性のある領域を特定する。
- (g) 各地区にエクステンション戦略を提供する。
- (h) 各地区にスペシャルティクラブ、レオライオンズクラブ、キャンパスクラブ、バーチャルクラブ、従来型クラブなど、さまざまな種類のクラブを結成するよう奨励する。

第8項 複合地区グローバル指導力育成チーム（GLT）コーディネーター。複合地区 GLT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区 GMT および GST コーディネーター、ならびにグローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区指導力育成計画を策定し実行する。
- (c) 地区 GLT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の指導力育成プログラムや情報資料について地区 GLT コーディネーターへの周知を図る。
- (d) 地区 GLT コーディネーター、ゾーン・チェアパーソン、クラブのリーダーが指導力育成の目標を達成するよう、絶えず意欲を喚起し、進捗状況を観察する。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GLT コーディネーターに奨励する。
- (f) 国際協会のあらゆるレベルからの参加が奨励されている指導力育成の機会を PR する。
- (g) ライオンズクラブ国際協会と連携を取り、講師が指導に当たる研修およびウェブベースの研修を企画・進行する。
- (h) 複合地区 GMT および GST コーディネーターと協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (i) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させる。
- (j) リーダー候補および新たなリーダーを発掘し、奉仕、会員増強、指導力育成の機会に参加させる。
- (k) 指導力育成に取り組むため複合地区がライオンズクラブ国際協会から補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。

第9項 複合地区マーケティング委員長。 マーケティングおよび PR の取り組みに責任を負い、グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。

- (a) グローバル・アクション・チームと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まる入会見込み者を適切な地区やクラブに案内する。
- (b) ガバナー協議会と協力し、大規模な行事や、プログラム、イニシアチブを広報する機会を特定・支援する。
- (c) 協議会議長と協力し、マーケティング補助金を申請する。
- (d) 直接、あるいは複合地区マーケティング委員会の設置を通じて、各種ソーシャルメディアやウェブサイト进行管理する。
- (e) ソーシャルメディアを通じて複合地区のサクセスストーリーを紹介する。
- (f) グローバル・ブランド・ガイドラインを熟知しておく。
 - a. 複合地区のあらゆる活動において、グローバルブランド資産を適切に、かつ一貫して使用するよう奨励する。
 - b. ストーリー作成やメディア発信の準備において、承認されたブランドテンプレートの使用を援助する。

- (g) LCI と LCIF の優れた活動やニュース性の高いストーリーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する。

第 10 項 **複合地区 LCIF コーディネーター**。複合地区 LCIF コーディネーターは、LCIF 理事長およびライオンズクラブ国際協会会長により任命され、3 年任期を務める。この役職はライオンズクラブ国際財団（LCIF）のアンバサダーの役割を果たし、LCIF 理事長および LCIF 理事会に直属する。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区 LCIF コーディネーターとして 3 年任期を務めるライオンを各地区において特定・勧誘し、研修を行う。
- (b) LCIF の取り組みについて熟知し、LCIF が支援する種々の交付金および事業について複合地区内ライオンズを啓発する。必要に応じ、LCIF への交付金申請において地区ガバナーを手助けする。
- (c) LCIF の取り組みを、複合地区の出版物や地区および複合地区の行事で、また大衆に宣伝する。
- (d) LCIF の資金援助を受けて複合地区内で行われる事業が適切な形で宣伝され、かつ交付金の条件に従っていることを確実にする。
- (e) LCIF に寄付をするよう複合地区内のすべてのライオンズに呼びかけ、LCIF への寄付を動機づけるものとして表彰プログラムを宣伝する。
- (f) LCIF を支援する可能性のある大口寄付見込み者、地域にある財団、企業等を特定し、適切な場合には、寄付依頼のプロセスに関与する。
- (g) 必要に応じて、LCIF への寄付送金、MJF 申請、その他寄付に関わる情報提出において援助する。
- (h) 進捗状況を四半期ごとに、地域の LCIF 理事に報告する。

第 11 項 **レオまたはレオライオン協議会リエゾン（任意）**。協議会は、複合地区レオ委員長との協議の上、レオまたはレオライオンを、投票権を持たない公式の立場で 1 年の任期を務める者として任命することができる。レオ／レオライオン協議会リエゾンは、レオおよびレオライオンの関心事や観点を代弁するとともにレオとライオンズ間のコミュニケーションとつながりを促進する。レオ複合地区が編成されている地域においては、現または元レオ複合地区会長、副会長、幹事、または会計のレオライオンもしくはレオが、その役割を果たすものとする。レオ複合地区が編成されていない地域においては、現または元レオ地区会長であるレオライオンもしくはレオが、その役割を果たす。レオ地区が編成されていない地域においては、現または元レオクラブ会長であるレオライオンもしくはレオが、その役割を果たす。

協議会は、レオ／レオライオン協議会リエゾンを、若手成人の意見が最も役に立ちそうな協議会の常設委員会（複数配属可）に配属させるものとする。協議会の決定に基づき、協議会リエゾンは 1 年間同じ委員会に留まる場合もあれば、複数の委員会を移動することもある。

レオまたはレオライオン協議会リエゾンの責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区内のレオとライオンズ間のコミュニケーションを促進する。
- (b) 複合地区協議会役員および配属された委員会のリソースとしての役割を果たす。
- (c) 複合地区レオクラブ委員長と連携して、レオクラブ、レオライオン・プログラム、若者の参加の機会を PR する。
- (d) レオ複合地区役員研修の実施において、複合地区レオクラブ委員長をサポートする。
- (e) ライオンズ複合地区の活動において、レオとレオライオンのリーダーシップおよび指導力育成の機会を支持する。
- (f) 複合地区のレオがライオンズ会員プログラムの機会を検討する際にサポートし、連絡先としての役割を務める。
- (g) レオ複合地区会長、レオ／レオライオン・キャビネット・リエゾン（任命されている場合）、国際レベルのレオライオン理事会リエゾン、それぞれの会則地域を代表するレオクラブ・プログラム諮問パネリストと定期的に連絡を取り合い、若者に関連する取り組みにおいて連携する。
- (h) ライオンズ複合地区大会、フォーラムでのイベント、研修へのレオおよびレオライオンの参加に関わる計画や統合において支援する。
- (i) 必要に応じてレオ複合地区会議に出席する。
- (j) レオとライオンズとの一つの複合地区共同事業において議長を務める。
- (k) レオ複合地区が存在しない地域におけるレオクラブの結成と会員の組織において、複合地区レオクラブ委員長をサポートする。
- (l) 必要な数のクラブと会員が存在する地域でレオ複合地区の編成を奨励する。

第4条 複合地区の委員会

第1項 **資格証明委員会**。複合地区大会の資格証明委員会は、現職の各地区ガバナー、各第一及び第二副地区ガバナー、並びに各キャビネット幹事兼会計で構成される。協議会議長が本委員会の委員長となる。かかる各資格証明委員会は、**最新版ロバート議事規則**で定められている権限を持ちその任務を遂行する。

第2項 **複合地区グローバル・アクション・チーム**。協議会議長がファシリテーターを務めるこのチームには、複合地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、複合地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、複合地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーターが含まれ、複合地区マーケティング委員長の支援を受ける。チームは、複合地区内での人道奉仕の拡大、会員増強の達成、未来のリーダー育成に協働して取り組むのに役立つ計画を策定・実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チームと連携し、成功事例、成果を共有するとともに課題に対応する。

第3項 各種複合地区大会委員会。ガバナー協議会は、次のような複合地区大会委員会を任命し、委員長を指名し、欠員を補充する。決議委員会、選挙委員会、会則及び付則委員会、規則委員会、国際大会委員会。各準地区からは、少なくとも1人の会員を各委員会に入れる。これらの委員会は、ガバナー協議会が定める任務を遂行する。

第4項 協議会の他の委員会。ガバナー協議会は、複合地区を効率よく運営するために必要かつ適切とみなされる他の委員会及び役職を設置し任命することができる。

第5条 会議

第1項 協議会会議。ガバナー協議会は、地区ガバナーが正式に就任してから60日以内に定例会議を開き、その他必要と認める時に会議を開く。協議会議長あるいは協議会議長の指示により幹事は、ガバナー協議会の会議ごとに、協議会議長が定める日時及び場所を明記した文書による会議開催の通知をする。協議会議長が日時を定める第1回目会議以外の会議日時は、ガバナー協議会が定める。

第2項 代替会議形式。本協議会の定例会議及び／又は臨時会議は、電話会議及び／またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。このような会議は、ガバナー協議会の過半数の承認が得られた場合に行うことができる。

第3項 定足数。ガバナー協議会のいかなる会合においても、構成員の過半数の出席をもって定足数が満たされたものとする。

第4項 郵便による業務処理。ガバナー協議会は、郵便（文書、電子メール、ファックス、電報を含む）により事務運営を行うことができる。ただし、全ガバナー協議会構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為のいかなるものも有効とはならない。このような行為は協議会議長または協議会構成員のいずれか3人により提議することができる。

第6条 複合地区大会

第1項 大会開催地の選択。ガバナー協議会議長は、年次大会招致を希望する所から文書による招致希望を受け付ける。その文書にはガバナー協議会が随時指定する情報が含まれていなければならないとともに、その大会開催地が票決される大会開会日の30日前までに、この文書が協議会議長に届けられていなければならない。入札に関する調査の方法、入札の申し出を大会に提出する方法、入札を承認できないか入札がない場合にとるべき措置などについては、ガバナー協議会が決定する。

第2項 **公式通達**。ガバナー協議会は、決定している年次複合地区大会開催日の30日前までに、その大会の開催場所及び日時が明記された文書による年次地区大会公式通達を交付しなければならない。

第3項 **開催地の変更**。ガバナー協議会は、正当な理由があれば複合地区大会で決まった大会開催地をいつでも変更する絶対的権限を持つ。ただし、変更後の大会開催地は、複合地区の境界線内に位置する場所でなければならない。ガバナー協議会、複合地区、あるいは準地区は、クラブ又は準地区に対して、その変更に関するいかなる責任も問われない。大会開会日の60日前までに、文書による開催地変更の通知が複合地区内の各クラブに送付されなければならない。

第4項 **役員**。ガバナー協議会の構成員は、複合地区年次大会の役員となる。

第5項 **大会議事次第**。複合地区ガバナー協議会が複合地区大会の議事次第を取り決める。それが、会期のすべての行事日程となる。

第6項 **議事規則及び手順**。本会則及び付則で別に定められているか、会合のために採用された議事規則で定められている場合を除いて、いかなる大会、いかなるガバナー協議会の会議、いかなる複合地区委員会の会合においても、会議進行に関する疑問は、**最新版ロバート議事規則**に従って処理される。

第7項 **守衛官**。大会の守衛官及び必要な場合その助手は、ガバナー協議会により任命される。

第8項 **公式報告**。複合地区大会閉会后60日以内に、ガバナー協議会あるいはその指示により協議会幹事は、大会の公式の報告書をライオンズクラブ国際協会及び複合地区内各クラブに送付しなければならない。

第9項 **準地区大会**。複合地区大会に参加し登録した準地区の代議員の会合を、その準地区の年次大会とみなすことができる。

第7条 複合地区大会資金

第1項 **大会費**。複合地区大会の登録料の代わりに、又はその追加分として年額〇〇円の複合地区大会費が、複合地区内各クラブの会員から徴収できる。新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブを除き、各クラブはこれを次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分大会費一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ9月1日及び3月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。会計年度中に新しく結成されたクラブ又は再編成されたクラブは、その会計年度の大会費を、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算して徴収し、支払う。

この大会費は準地区ごとにそれぞれのキャビネット幹事兼会計が各クラブに請求し、徴収する。キャビネット幹事兼会計は、徴収した資金を準地区キャビネットが定めた銀行又はその他の貯蓄機関に、他の資金と切り放して預金し、協議会議長の要請に基づき協議会幹事兼会計に送金する。こうして徴収された資金は、複合地区大会用のみに使用され、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長又は正式に指名されている協議会構成員が連署した小切手をもって支出される。

第2項 **残った資金**。その年度の大会経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、大会基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の大会経費支払いに使われる。

第3項 **代金の徴収**。複合地区大会の際の食事、余興などの実費を支払うため、協議会が定めた方法により、協議会が定めた代金を各代議員、補欠、その他の大会参加者から徴収することができる。

第8条 複合地区運営資金

第1項 **複合地区の収入**。承認された複合地区の事業に充てる収入を得るため、また複合地区運営費用の支払いに充てるため、複合地区内の各クラブの各会員は、年間〇〇円の複合地区会費を納入するものとし、各クラブはこれを集め、次の方法で半期ごとに前納する。7月1日から12月31日までの半期分一人〇〇円を毎年9月10日に、1月1日から6月30日までの半期分一人〇〇円を毎年3月10日に支払う。請求はそれぞれ7月1日及び1月1日現在のクラブ会員数に基づいて行われる。この運営費は、複合地区内の各クラブが協議会幹事兼会計に支払う。ただし、新しく結成されたクラブ及び再編成されたクラブは、結成又は再編成の翌月1日から月割り計算した額を支払う。この納入金は、複合地区の運営経費のためだけに、ガバナー協議会の承認があった場合にのみ使用されるものとし、支払いは、協議会幹事兼会計が署名し、協議会議長が連署した小切手をもって行われる。

第2項 **残った資金**。その年度の複合地区運営経費をすべて支払った後に残った資金は、いかなる会計年度においても、複合地区運営基金にそのまま残され、次の会計年度の収入として扱われ、その年の複合地区運営経費支払いにのみ使われる。

第9条 その他

第1項 **報酬**。協議会幹事兼会計を除き、いかなる役員も、役員として行う本複合地区への奉仕に対して、報酬を受けてはならない。協議会幹事兼会計に報酬を与える場合には、ガバナー協議会が定める。

第2項 **会計年度**。本複合地区の会計年度は、7月1日から6月30日までとする。

第3項 **監査又は検査**。ガバナー協議会は、毎年1回あるいは更に頻繁に、複合地区の各種記録及び帳簿の監査又は検査を手配する。

第10条 改正

第1項 **改正手順**。本付則は、複合地区大会において、大会の会則及び付則委員会が改正案を提出し、投票者の過半数の賛成投票があった場合にのみ、改正される。

第2項 **自動更新**。国際大会において国際会則及び付則の改正が可決され、本地区会則及び付則に影響を及ぼすものがある場合には、大会閉会時に本地区会則及び付則は自動的に更新される。

第3項 **通知**。年次大会開会日の30日前までに改正案が普通の郵便あるいは電子的手段により各クラブに対し発表され、それが投票に付される旨の通知が行われなければ、改正案は提出されず、投票も行われない。

第4項 **発効日**。改正案に特に条件が付いていない限り、改正は、それが採択された大会の閉会時から有効となる。

別紙 A

開催手順見本

本開催手順見本はあくまで指針であり、ガバナー協議会が変更を加えた上で大会の代議員が採択することができる。

〇〇複合地区大会

第1 複合地区ガバナー協議会が、複合地区大会の議事進行次第を定めるものとする。登録及び資格証明の受付時間は変えることができないが、それ以外の公表済み議事進行次第については、定足数を満たしているどの会議でも、資格証明済み代議員の4分の3が同意すれば、変えることができる。いかなる会合においても、資格を証明された代議員の過半数をもって定足数が満たされたものとする。

第2 ライオンズクラブ国際会則及び付則、〇〇複合地区会則及び付則、国の慣例又は習わし、あるいはここにある規則で定められている場合を除き、議事の進行及び手順はすべて、最新版ロバート議事規則に従うものとする。

第3

- (a) 資格証明委員会は、委員長を務める協議会議長、現職の地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、並びにキャビネット幹事兼会計で構成される。資格証明委員会の主な責任は、クラブ代議員の資格を検証することである。この責任を遂行するにあたり、資格証明委員会は、国の慣例や習わしで決まっているか、最新版ロバート議事規則に設けられている権限をもち、それに従って任務を果たすものとする。
- (b) 代議員の登録及び資格証明受付は、〇〇月〇〇日の〇〇時から〇〇時までである。
- (c) 資格が証明された代議員の数は、資格証明の受付締切り後、及び投票開始前に、大会で発表されるものとする。

第4

- (a) 別に規定が設けられていない限り、大会開会日の60日前に協議会議長は、3人のメンバーから成る指名委員会を任命し委員長を指名する。選挙に先立つ5日以内に、指名推薦された各候補者の資格、並びに候補者の資格に関する規則を考察することが、指名委員会の責任である。
- (b) 指名委員会が最終報告をする前であればいつでも、候補者は立候補を取り下げることができる。

第5 代議員及び補欠代議員の交代。

- (a) すでに資格証明を済ませた代議員及び(又は)補欠代議員の交代のためには、交代する者は、自分に交付された資格証明書の写しを、交代する相手の会員に譲らなければならない。

- (b) 正式に資格が証明された補欠代議員は、正式に資格が証明された同じクラブの代議員に代わり、投票当日に、自分の補欠代議員資格証明書の写しと、手続済の代議員資格証明書とを投票所係員に提示して、投票用紙をもらい投票することができる。その際、投票所係員は、そのクラブの代議員に交代があった旨、資格証明記録簿に必要事項を書き記す。資格証明を受けなかった補欠代議員は、資格証明済の代議員あるいは資格証明を受けなかった代議員のいずれとも、交代することはできない。

第 6

- (a) 大会に先立ち、協議会議長は 3 人のメンバーから成る選挙委員会を任命し委員長を指名する。正式に推薦された各候補者には、オブザーバーを 1 人、自分の所属クラブから選んで指名することができる。オブザーバーは選挙手順だけを監督することができ、委員会が下す決定には直接関与することはできない。
- (b) 選挙委員会は、選挙資料の作成、投票数集計、個々の投票が有効か否かの問題解決に責任を持つ。委員会の決定が最終的な決定として拘束力をもつものとする。
- (c) 選挙委員会は、選挙の日時及び場所、候補者別の得票数、並びに委員会の各メンバー及びオブザーバーの署名が含まれた選挙結果に関する総括的報告書を作成しなければならない。地区ガバナー、協議会議長、並びに候補者全員がこの委員会報告書を受け取る。

第 7 投票。

- (a) 投票は、あらかじめ定められた場所と時間に行われる。
- (b) 投票用紙を確保するために、代議員は自分の資格証明書を投票所係員に提示して確認してもらう。確認されたら、代議員に投票用紙が交付される。
- (c) 投票者は、適切な箇所に印をつけて自分が選ぶ候補者に対して投票する。投票が有効なものとみなされるためには、正しい箇所に印がつけられなければならない。選出される役員に関して、指定数以上の候補者に対する票が投じられている場合には、投票用紙のその箇所は無効となる。
- (d) 第三副会長及び国際理事の推薦には、過半数の得票を必要とする。推薦に関して過半数の票を得られなかった候補者は推薦されない。
- (e) その他のいかなる候補者も、当選するには過半数の得票が必要である。いずれか 1 人の候補者が当選に必要な票数を得なかった場合には、本項で説明されている手順に沿って、1 人の候補者が過半数の票を獲得するまで投票が行われる。

ライオンズクラブ国際協会

道徳綱領

職業に対する不断の努力が正しく賞賛されるように心がけ、自己の職業の尊さを確信すること。

事業を成功させて、適正な報酬や利益は受けるべきであるが、自己の立場を不当に利用したり、人に疑われる行いをして自尊心を傷つけてまでも利益や成功を求めないこと。

事業を遂行するにあたっては、他人の事業を妨害しないように心がけ、顧客や取引先に誠実であり、自己にも忠実であること。

世人に対する自己の立場や行いに疑いが生じたときは、世人の立場に立って解決にあたること。

真の友情は損得の上に築かれるものでなく、心と心の触れ合いによるものであることを自覚し、手段としてではなく目的として友情をもつこと。

国家および地域社会に対する公民の義務を忘れず、かわらぬ忠誠を言動にあらわし、すすんで時間と労力と資力をささげること。

不幸な人には同情を、弱い人には助力を、貧しい人には私財を惜しまないこと。

批判は謙虚に、賞賛は惜しみなく、建設を旨として破壊をさけること。